

領事出張サービスの実施

タンパベイエリア及びオーランドで領事出張サービスを実施いたします。
領事出張サービスでは事前に申請された方への旅券や証明等の交付、在外選挙人名簿への登録申請受付などを行っております。
ご希望の方は以下をご参照ください。

<タンパベイエリア>

開催日：2016年11月3日（木）（予定）

時間：午前9時～午後12時迄

場所：Happy Salmon

500 Main St

Safety Harbor, FL 34695

(727) 723-1116

<オーランド>

開催日：2016年11月4日（金）（予定）

時間：午前9時～午後12時半迄

場所：International Planning Inc

8645 Commodity Cir

Orlando, FL 32819

※場所等のお問い合わせは当館までご連絡下さい。

(305) 530-9090

旅券申請等締切日：2016年10月19日（水）当館必着

【申請書入手方法】

「旅券発給申請書」は外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>) から入手するか、郵送にて当館へ旅券発給申請書を請求する方法（2ドル分の切手を貼り、宛先を記入した9×12インチの返信用封筒と申請書請求用紙を送付して下さい）があります。

「在外選挙人名簿登録申請書」が必要な方は、在マイアミ総領事館迄ご連絡頂ければ送付します。送料については恐縮ながら負担をお願いします。

証明等の発行をご希望の方は個別に対応しますので証明係までお電話下さい。

【問い合わせ先】

Consulate-General of Japan (在マイアミ日本国総領事館)
80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL. 33130

パスポート係又は在外選挙登録係

TEL: (305) 530-9090 FAX: (305) 530-0950

E-MAIL: ryoji1@mi.mofa.go.jp

WEB SITE: www.miami.us.emb-japan.go.jp/

1. 在外選挙人名簿への登録手続き

【登録資格】

- ① 2016年6月19日において年齢満18歳以上（1998年6月20日以前の出生）の日本国民の方。
(アメリカへの帰化等により日本国籍を失った方は、対象になりません。)
- ② 引き続き3ヶ月以上当館の管轄区域（フロリダ州）に住所を有する方。
- ③ 住民票の転出届を日本の各市区町村の役場に提出されている方。（未提出の方は、以下をご覧ください。）

【申請時に持参するもの】

- ① 旅券（オリジナルとコピー各一通）
- ② 3ヶ月以上フロリダ州に住んでいる証明（運転免許証・住宅賃貸借契約書等）（オリジナルとコピー各一通）
- ③ 在外選挙人名簿登録申請書

日本国内の住民票の転出届について

フロリダ州に転居し、未だ日本国内の各市区町村の役場に住民票がある方は「転出届に準じる届出」を（住民票がある）各市区町村の役場に提出し削除が出来ます。（郵送可）

※各市区町村の役場の住所及び電話番号は当館でご案内が出来ますので、電話等でご照会ください。

1. 「転出届に準じる届出」に記載する項目

- (1) 氏名（戸籍のとおり）
- (2) 生年月日（日本の年号で）
- (3) 日本国内最終住所（住民票に記載されていた住所）
- (4) 転出先（国名、州、都市名等を日本語で記入）
- (5) 海外への転出年月日（住民票に日付けを記録するため日にちまで必要）
- (6) 海外に同行した家族名、続柄（転出日が異なる場合には個々に記載）
- (7) 本籍地
- (8) 署名及び送付日

2. 届出の方法

以下の2通りの方法があります。

A. 郵便で最終住所地の市区町村の役場に通知する方法

B. 日本国内にいる親族や友人等に依頼して提出する方法

上記の届出書と共に本人からの委任状を、代理人（親族、友人）が提出する。各市区町村の役場により、代理人の身分証明書の提示を求められる場合もあります。

届出の提出に当たっては、国民健康保険や国民年金、また、印鑑登録などの各市区町村の役場の行政サービスが行われないうこと等がありますので、各市区町村役場にご照会下さい。

2. 日本国旅券（パスポート）更新の手続き

領事出張サービスで旅券の更新、新規発給及び訂正新規発給（名前や本籍の変更があり、新しい旅券を作ること）を希望される方は、下記A～F（外国名のある方はGまで、外国籍配偶者との間に生まれた子（未成年）の旅券申請の場合はHまでを含む）全ての必要書類を予め在マイアミ総領事館宛に2016年10月19日（当館必着）までに郵送してください。

総領事館では事前に旅券を作成し、当日、本人確認をさせて頂いた上で、旅券を交付いたしますので、必ず今お持ちの旅券と必要書類のオリジナルをお持ちの上、会場までお越しください。

提出書類が不備の場合は交付出来ない場合もあります。

又、当日飛び入りでの更新申請及び各種届出等は応じられませんので御注意ください。

郵送して頂く必要書類

* 20歳未満の申請者は有効期間が10年間の旅券は申請できません。

A. 旅券発給申請用紙 1枚

（表の所持人自署と裏面の申請者署名を忘れずに記入して下さい。申請者が未成年者の場合は法定代理人署名も必要です。）

B. 現在お持ちのパスポートのコピー（写真のあるページと最後のページ、訂正のある方は訂正ページ）。これまで一度も日本の旅券をお持ちでない方は不要です。※オリジナルは当日に御持参下さい。

C. 戸籍謄本または抄本（発行6ヶ月以内のもの）のコピー
※現在お持ちの旅券の有効期限が切れておらず、且つ旅券記載の氏名及び本籍地に変更がない方は戸籍謄本または抄本を省略することができます。※オリジナルは当日に御持参下さい。

D. 写真 1枚

※縦4.5cm×横3.5cm（アメリカサイズの2×2インチでも可。）

※6ヶ月以内撮影されたものです。

※顔（顎から頭頂まで）の大きさは3.4cmにする必要があります。また、頭の上の部分に4mmの余白が必要です。

※写真の背景は白色で、顔がハッキリ写っている必要があります。

※眼鏡をかけている方は外してください。また、髪の毛等で目が隠れないようにしてください。

※歯が見えず、真正面から撮ったものにしてください。

※申請書に貼らないで、写真の裏に名前を記入して送付して下さい。

E. ①永住者の方はグリーンカードのコピー（表と裏） ②学生の方はI-20フォームのコピー（表と裏） ③米国で生まれている方は米国旅券又は、Birth Certificateのコピー ④長期滞在者はVisaのコピー（Jビザをお持ちの方はJビザのコピーとDS2019のコピー）

※オリジナルは一日領事館開設当日に御持参下さい。

F. 現住所証明（フロリダ州運転免許証の裏と表のコピーや公共料金の請求書のコピー）

※申請者が子供の場合、ご両親のIDが必要になります。

※オリジナルは一日領事館開設当日に御持参下さい。

- G. 旅券の氏名は戸籍上の氏名をヘボン式で記載します。
外国式のスペリング、カッコに入れた別名併記等を希望される方は、申請書裏面のマス目に希望する氏名を記入して、そのスペリングを確認できる公的資料（米国出生証明書や婚姻証明書等。免許証は不可）のコピーを送付してください。
※オリジナルは一日領事館開設当日に御持参下さい。

- H. 同意書（[当館HP](#)からダウンロードできます）
申請者が未成年で、両親のどちらかが外国籍である場合、外国籍親権者の同意が必要です。

手数料

10年間有効のパスポート（申請者が20歳以上）	\$133
5年間有効のパスポート（申請者が12歳以上）	\$92
5年間有効のパスポート（申請者が12歳未満）	\$50
記載事項変更のパスポート	\$50

支払方法：Bank Cashier's Check か Postal Money Order で
一日領事館の当日お支払い頂きます。

支払先名：Consulate-General of Japan

※現金、Personal Check、クレジットカードでのお支払いはできません。

当日は必ず本人が出頭し、事前に郵送済みの書類のオリジナル（旅券等）をご持参ください。小さなお子様の旅券申請の場合でも必ず申請者である本人が保護者と一緒に来場して頂くようお願い致します。

3. 在留届の手続き

当館に在留届を提出しておられる方は、当館での在外選挙人名簿登録申請手続き等の際に、書類を省略することや、邦人保護（事件、事故など）の際に、在留邦人の皆様のご住所の確認や日本におられるご家族の連絡先などの緊急連絡先を確認できるのに役立ちます。

在留届の提出義務

外国に住居又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する人は、旅券法第16条により、その地を管轄する日本国大使館、総領事館等に在留届を速やかに提出するよう義務付けられています。（提出は郵送、FAXでも可）。

なお、在留届提出後、転居など、在留届の記載事項が変わった時や帰国する時は、必ず在留届を提出した大使館又は総領事館にご連絡下さい。「在留届」の提出は、いわば海外で滞在する際の住民登録です。

在留届用紙の入手方法

「在留届」用紙は、総領事館で入手することが出来ます。総領事館においては、遠隔地にお住まいの方には用紙を郵送しておりますので、返信用封筒に切手を貼って申し込んで下さい。又は当館より用紙をFAXすることも出来ます。

また、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>)でも用紙を入手することができます。